

# 大学機関別認証評価について

## 大学機関別認証評価について

- ・ 大学機関別認証評価実施の背景
- ・ 評価の目的
- ・ 評価の基本的な方針
- ・ 評価の実施体制・方法
- ・ 評価のプロセス・スケジュール
- ・ 追評価



## 学校教育法が定める 大学評価制度〔1〕

- 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表(自己評価等)するものとする。
- 大学は、前項の自己評価等に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による評価(認証評価)を受けるものとする。

## 学校教育法が定める 大学評価制度〔2〕

- 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価を受けるものとする。
- 認証評価は、大学の求めにより、大学評価基準(認証評価機関が定める基準)に従って行うものとする。

# 平成16年度以降の大学評価

- 認証評価(大学の質の保証等に関わる評価)
  - 機関別認証評価(国公立大学、高等専門学校)
  - 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)
- 国立大学法人評価(国立大学及び大学共同利用機関)

中央教育審議会答申(2002年8月)  
『大学の質の保証に係る新たな  
システムの構築について』

学校教育法 改正  
2003年4月1日施行  
認証評価制度の導入に係る改正は  
2004年4月1日施行

- ・大学等(国公立大学及び高等専門学校)に自己点検・評価とその結果の公表を義務化
- ・大学等に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価(認証評価)を義務化

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議  
『新しい「国立大学法人」像について』  
(2002年3月)

独立行政法人大学評価・学位授与機構法 制定  
国立大学法人法 制定  
2003年10月1日施行  
法人の成立は2004年4月1日

機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する(機構法)。  
国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること(国立大学法人法)。

## 認証評価と国立大学法人評価

- 認証評価と国立大学法人評価は法的根拠が異なる。
- 認証評価は、認証評価機関が自ら定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況の評価する。
- 国立大学法人評価は、教育研究活動の中期目標等に対する業績評価の性格を持つ。
- 両評価とも、評価を通じて大学の個性の伸長や教育研究の質的充実に資する。公共的機関としての大学の社会に対する説明責任を果たす。

# 大学機関別認証評価関係文書

- 大学機関別認証評価実施大綱：評価の基本的方針および評価実施に関する基本的な内容
- 大学評価基準(大学機関別認証評価)：評価はこの規定に基づいて実施
- 自己評価実施要項(大学機関別認証評価)：対象大学が行う自己評価に当たっての実施要項
- 評価実施手引書(大学機関別認証評価)：機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書
- 訪問調査実施要項(大学機関別認証評価)：対象大学が訪問調査を受ける際に準備及び対応する事項

## 認証評価制度の概要

平成16年4月から、国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとする制度を導入

### 1. 目的

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

### 2. 制度の概要

#### 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価  
(7年以内ごと)

#### 専門職大学院の教育研究活動の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

### 3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・評価の基準、方法、体制等についての一定の基準(認証基準)を、省令により規定
- ・認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証



# 大学の質の新たな保証システムの構築

## 従来の仕組み

学部等の新設  
国が全て認可

設置申請

認可

審議会

設置後の質保証  
自己点検・評価のみ



違法状態の是正  
学校閉鎖命令のみ

学校閉鎖命令

文部科学大臣

大学

今後は  
こう変わります

設置認可  
の見直し

第三者評価  
制度の導入

段階的な  
是正措置

## 平成16年度以降

学問の進展・社会の変化に対応した  
機動的な組織改編を促進

学問分野を大きく変えない  
学部等の設置を届出化

自己点検・評価や第三者評価により  
継続的に教育研究水準を向上

大学の活動を  
定期的に評価

評価

評価結果を公表

評価機関

公正性・適確  
性を審査

認証

審議会

文部科学大臣

大学

大学の自主性に配慮し段階的に是正

改善勧告・変更命令等